

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日
条例第61号

改正 平成26年12月18日条例第49号
改正 平成30年3月 日条例第 号

平成29年3月23日条例第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 療養介護（第4条—第32条）
- 第3章 生活介護（第33条—第49条）
- 第4章 機能訓練（第50条—第54条）
- 第5章 生活訓練（第55条—第59条）
- 第6章 就労移行支援（第60条—第66条）
- 第7章 就労継続支援A型（第67条—第80条）
- 第8章 就労継続支援B型（第81条—第83条）
- 第9章 雑則（第84条・第85条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 障害福祉サービス事業 法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。
- （2） 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
- （3） 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

（一般原則）

第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下この条において「障害福祉サービス事業者」という。）は、利用者の意向、適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づきその者に障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、その者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のた

め、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 療養介護

(基本方針)

第4条 療養介護の事業は、病院において機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって常時介護を必要とするものに対して、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

第5条 療養介護の事業を行う者（以下この章において「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等のその者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 療養介護事業所の内装等には、木材の利用に努めなければならない。

(管理者の資格要件)

第6条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

第7条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第9条 療養介護事業者は、その職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提出した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第17条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 第28条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由等の記録
- (3) 第30条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(規模)

第10条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第11条 療養介護事業所には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備、多目的室その他その運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員）

第12条 療養介護事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。

（1） 管理者

（2） 医師

（3） 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）

（4） 生活支援員

（5） サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

3 生活支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該療養介護事業所の職務（規則で定める場合にあつては、規則で定める職務）に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（関係機関との連携等）

第14条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第15条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定による支払を求めるときは、その使途及び額並びにその理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

（取扱方針）

第16条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、当該提供に関し必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、自らその行う療養介護の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

4 療養介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する療養介護の質の改善を図らなければならない。

（療養介護計画）

第17条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る第3条第1項に規定する個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成しようとするときは、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえて、その者の希望する生活及び課題等の把握を行わなければならない。

3 前項の規定による把握は、利用者に対し、面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で行わなければならない。

4 サービス管理責任者は、第2項の規定により把握した利用者の希望する生活及び課題等の内容に基づき、適切な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した療養介護計画を作成しなければならない。この場合において、療養介護計画には、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者との連携についても含めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の生活に対するその者及びその家族の意向

(2) 利用者に対する総合的な支援の方針

(3) 利用者の生活全般の質を向上させるための課題

(4) 療養介護の目標及びその達成時期

(5) 療養介護を提供する上での留意事項

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議により、当該担当者等の意見を聴かななければならない。

6 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、利用者又はその家族にこれを交付して、その内容を説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握及び第2項の規定による把握を行い、少なくとも半年ごとに療養介護計画を見直し、必要に応じてその変更を行うものとする。この場合において、これらの把握に当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うとともに、原則として、利用者に対し定期的に面接をして、その趣旨について十分な説明をし、その理解を得た上で行い、その把握した結果を記録しなければならない。

8 第4項から第6項までの規定は、療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 サービス管理責任者は、前条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の申込みがあった場合には、その申込みを行った者に係る他の障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況及び当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第19条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

ない。

4 療養介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第22条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第23条 職員は、利用者に療養介護の提供を行っている場合であって当該利用者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第24条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 療養介護事業者は、利用者に対し適切な療養介護を提供することができるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第28条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 療養介護事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(苦情解決)

第30条 療養介護事業者は、提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適

切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、提供した療養介護に係る苦情に関し、市町村等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 療養介護事業者は、市町村等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村等に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 生活介護

(基本方針)

第33条 生活介護の事業は、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって常時介護を必要とするものに対して、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、これらの支援の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第34条 生活介護の事業を行う者（以下この章において「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「生活介護事業所」という。）の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第35条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 第7条第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる事項
- (2) 営業日及び営業時間
- (3) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (4) 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。第40条及び第68条の2において同じ。）
- (5) その他運営に関する重要事項

(規模)

第36条 生活介護事業所は、20人以上（規則で定める生活介護事業所にあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第37条 生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室

- (6) その他運営上必要な設備
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。
 - 3 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の室とすることができる。
 - 4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第38条 生活介護事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 管理者
 - (2) 医師
 - (3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）
 - (4) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う生活介護事業所にあつては、理学療法士又は作業療法士（これらの者を確保することが困難な場合には、機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。）。第51条において同じ。）
 - (5) 生活支援員
 - (6) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。
 - 3 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる職員は、専ら当該生活介護事業所の職務（規則で定める場合にあつては、規則で定める職務）に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
 - 5 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所)

第39条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。以下この項において同じ。）及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第40条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切にサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第41条 利用者に対する介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 生活介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 生活介護事業者は、常時1人以上の介護に従事する職員を配置しておかなければならない。
- 6 生活介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第42条 生活介護事業者は、生産活動の機会を提供する場合には、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会を提供する場合には、その作業時間及び作業量等が生産活動に従事する者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会を提供する場合には、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会を提供する場合には、防じん設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第43条 生活介護事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している者に対して支払う工賃としなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第43条の2 生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)その他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。

(食事)

第44条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、その提供を行う場合には、その内容及び費用の額に関して説明を行い、その者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事を提供する場合には、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、その食事を利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容のものとするため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用するよう努めなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 生活介護事業者は、食事を提供する場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、当該生活介護事業所に栄養士を置く場合にあっては、この限りでない。

(健康管理)

第45条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第46条 職員は、利用者に生活介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第47条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、利用者の健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第48条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

(準用)

第49条 第5条、第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業、生活介護事業者及び生活介護事業所について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第49条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」

とあるのは「第49条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第49条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第49条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第49条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4章 機能訓練

(基本方針)

第50条 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下この章において「機能訓練」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法第5条第12項の厚生労働省令で定める期間にわたり、その者の身体機能又は生活能力の維持及び向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員)

第51条 機能訓練の事業を行う者（以下「機能訓練事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「機能訓練事業所」という。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 管理者
 - (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第5項において同じ。）
 - (3) 理学療法士又は作業療法士
 - (4) 生活支援員
 - (5) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。
- 3 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる機能訓練事業所の職員は、専ら当該機能訓練事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、機能訓練事業所の管理上支障がない場合は、当該機能訓練事業所の他の業務に従事し、又は当該機能訓練事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(訓練)

第52条 利用者に対する訓練は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 機能訓練事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 機能訓練事業者は、常時1人以上の訓練に従事する職員を配置しておかなければならない。
- 4 機能訓練事業者は、利用者に対し、その者の負担により、当該機能訓練事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

第53条 機能訓練事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第61条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 機能訓練事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が地域における生活に移行した場合には、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

第54条 第5条、第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、機能訓練の事業、機能訓練事業者及び機能訓練事業所について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第54条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「機

能訓練計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第54条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第54条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第54条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5章 生活訓練

(基本方針)

第55条 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下この章において「生活訓練」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法第5条第12項に規定する厚生労働省令で定める期間にわたり、その者の生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(規模)

第56条 生活訓練の事業を行う者（以下この章において「生活訓練事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「生活訓練事業所」という。）は、20人以上（規則で定める生活訓練事業所にあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練（生活訓練のうち、居室その他の設備において利用者の家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行うものをいう。以下この章において同じ。）及び宿泊型自立訓練以外の生活訓練を併せて行う生活訓練事業所は、宿泊型自立訓練にあつては10人以上の人員、宿泊型自立訓練以外の生活訓練にあつては20人以上（規則で定める生活訓練事業所にあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第57条 生活訓練事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活訓練事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
 - (2) 相談室
 - (3) 洗面所
 - (4) 便所
 - (5) 多目的室
 - (6) その他運営に必要な設備
- 2 宿泊型自立訓練を行う生活訓練事業所にあつては、前項各号（宿泊型自立訓練のみを行う生活訓練事業所にあつては、第1号を除く。）に掲げる設備のほか、次の設備を設けなければならない。
 - (1) 居室
 - (2) 浴室
 - 3 前2項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。
 - 4 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の室とすることができる。
 - 5 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該生活訓練事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。
 - 7 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす同項の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、同項の耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(職員)

第58条 生活訓練事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 管理者
 - (2) 生活支援員
 - (3) 宿泊型自立訓練を行う生活訓練事業所にあつては、地域移行支援員
 - (4) サービス管理責任者
 - (5) 健康上の管理等の必要がある利用者がいる生活訓練事業所にあつては、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）
- 2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。
 - 3 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる職員は、専ら当該生活訓練事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活訓練事業所の管理上支障がない場合は、当該生活訓練事業所の他の業務に従事し、又は当該生活訓練事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
 - 5 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第59条 第5条、第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第35条、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、生活訓練の事業、生活訓練事業者及び生活訓練事業所について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第59条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第59条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第59条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第59条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人」とあるのは「6人（第56条第2項に規定する宿泊型自立訓練にあつては、10人）」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

（基本方針）

第60条 就労移行支援の事業は、就労を希望する65歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能であると見込まれるものに対して、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法第5条第13項に規定する厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員）

第61条 就労移行支援の事業を行う者（以下この章において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「就労移行支援事業所」という。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、認定就労移行支援事業所（就労移行支援事業所のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設をいう。第66条において同じ。）には、就労支援員を置かないことができる。

- (1) 管理者
 - (2) 職業指導員及び生活支援員
 - (3) 就労支援員
 - (4) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。
 - 3 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所

以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 5 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(通勤のための訓練の実施)

第61条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習)

第62条 就労移行支援事業者は、利用者が第66条において読み替えて準用する第17条第1項に規定する就労移行支援計画に基づき実習することができるよう、その受入先を確保しなければならない。

- 2 前項の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえたものとなるよう努めなければならない。

(求職活動の支援)

第63条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第64条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第65条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度に就職した利用者の数その他利用者に係る就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第66条 第5条、第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第37条まで、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業、就労移行支援事業者及び就労移行支援事業所について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第66条第1項において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第66条第1項において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第66条第1項において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第66条第1項において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第66条第1項において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第66条第1項において準用する前条」と、第39条第1項中「の主たる」とあるのは「(第61条第1項に規定する認定就労移行支援事業所を除く。)の主たる」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第37条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所の設備の基準は、第61条第1項に規定する文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設として必要とされる設備を有することとする。

第7章 就労継続支援A型

(基本方針)

第67条 就労継続支援A型の事業は、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対し、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第68条 就労継続支援A型の事業を行う者(以下この章において「就労継続支援A型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「就労継続支援A型事業所」という。)の管理者は、

社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者、企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第68条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 第7条第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる事項
- (2) 営業日及び営業時間
- (3) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (4) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第75条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
(規模)

第69条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。この場合において、雇用契約を締結していない利用者がある就労継続支援A型事業所における利用定員については、規則で定める。

(設備)

第70条 就労継続支援A型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室（就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合を除く。）
 - (2) 相談室
 - (3) 洗面所
 - (4) 便所
 - (5) 多目的室
 - (6) その他運営上必要な設備
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。
- 3 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の室とすることができる。
- 4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第71条 就労継続支援A型事業所には、次に掲げる職員を置かななければならない。

- (1) 管理者
 - (2) 職業指導員及び生活支援員
 - (3) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。
- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所)

第72条 就労継続支援A型事業者は、当該就労継続支援A型事業所の主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。以下この項において同じ。）及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（就労継続支援A型事業者の要件）

第73条 就労継続支援A型事業者は、社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行わなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社であってはならない。

（雇用契約の締結等）

第74条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。ただし、就労継続支援A型事業者（第84条第2項に規定する多機能型により就労継続支援B型の事業も一体的に行う者を除く。）が雇用契約に基づく就労が困難である者に対して就労継続支援A型を提供する場合にあっては、この限りでない。

（就労）

第74条の2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会を提供する場合には、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会を提供する場合には、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会を提供する場合には、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

（賃金及び工賃）

第75条 就労継続支援A型事業者は、第74条本文の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していない利用者に対しては、当該利用者に係る生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、その生産活動に従事している者に対して支払う工賃としなければならない。

4 就労継続支援A型事業者は、第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、規則で定めるところにより、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（実習）

第76条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第80条において読み替えて準用する第17条第1項に規定する就労継続支援A型計画に基づき実習することができるよう、その受入先を確保するよう努めなければならない。

2 前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえたものとなるよう努めなければならない。

（求職活動の支援）

第77条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動を支援するよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第78条 就労移行支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第79条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、規則で定める数を超えて雇用してはならない。

(準用)

第80条 第5条、第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第35条、第40条、第42条第1項及び第3項、第44条から第48条まで並びに第52条の規定は、就労継続支援A型の事業、就労継続支援A型事業者及び就労継続支援A型事業所について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第80条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第80条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第80条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第80条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第80条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第80条において準用する前条」と、第42条の見出し及び同条第1項中「生産活動」とあるのは「就労」と、同条第3項中「生産活動の機会」とあるのは「就労の機会」と、「生産活動の能率」とあるのは「作業の能率」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(基本方針)

第81条 就労継続支援B型の事業は、通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち、雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第82条 就労継続支援B型の事業を行う者(以下この章において「就労継続支援B型事業者」という。)は、規則で定めるところにより、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している利用者に対して支払う工賃としなければならない。

2 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

3 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、その目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

第83条 第5条、第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第35条、第36条、第40条、第42条、第44条から第48条まで、第52条、第68条、第70条から第72条まで及び第76条から第78条までの規定は、就労継続支援B型の事業、就労継続支援B型事業者及び就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第83条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第83条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第83条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第83条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第83条において準用する前条」と、第76条第1項中「第80条」とあるのは「第83条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 雑則

(多機能型の事業に関する特例)

第84条 多機能型の事業に関する設備及び運営の基準は、規則で定める。

2 前項の多機能型とは、生活介護の事業、機能訓練の事業、生活訓練の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業及び就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年

法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業及び放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

一部改正〔平成26年条例49号〕

(補則)

第85条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。)においてこの条例に定める事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第11条第1項、第37条第1項第5号(第54条及び第66条第1項において準用する場合を含む。)、第57条第1項第5号及び第70条第1項第5号(第83条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、多目的室を設けないことができる。

附 則(平成26年12月18日条例第49号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第18号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月 日条例第 号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。